



吉田労務管理センター

事務所だより

Vol.239

2025年9月25日

TEL 082-227-3331 FAX 082-227-3453 〒730-0005 広島市中区西白島町 17-18

労働保険事務組合 鯉城経営者協会

ホームページ <http://www.yoshidaroumu.com> E-mail yr@yoshidaroumu.com**令和7年11月1日～**

広島県最低賃金が改正されます

1時間当たり 65 円上ります。ご注意下さい！

令和7年10月31日まで

令和7年11月1日より

時間額 1020 円

時間額 1085 円

広島県の最低賃金は、広島県内で働くすべての労働者に適用されます

最低賃金に算入しない賃金

- 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- 時間外、休日および深夜の割増賃金
- 臨時に支払われる賃金及び1ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金

最低賃金の適用は勤務する営業所・事業所がある都道府県の基準です。

例) 本社が広島で東京に支店がある場合、東京支店で働く従業員の最低賃金は
東京の最低賃金額が適用されます。

労働保険事務組合 鯉城経営者協会からのお知らせ

労働保険は労災保険と雇用保険の総称で、働く人が労働災害や失業といった不測の事故に遭ったとき必要な保険給付を行うなど、職場の皆さんのが安心して働くように作られた保険制度です。

正社員、パート、アルバイトなど労働者を1人でも雇用する事業主はすべて加入が義務付けられていますが、国の「労働保険未手続事業一掃対策」により、再三の加入勧奨を行っても労働保険に加入しない事業主は、職権による強制加入手続きが行われることがあります。また、労災事故が未加入中に発生して労災給付が行われた場合、労働保険料をさかのぼって納めるほかに、労災給付に要した費用についても徴収されることになります。

まだ手続きをされていない事業主の方は、早急に手続きが必要です。

**ひとりでも労働者を雇ったら、
労働保険に入る義務があります！**